

# 防ごう、高齢者虐待・障がい者虐待

虐待は、どこでも起こりうる身近な問題です。加害者は自分が虐待をしているという認識がなかったり、被害者も虐待と認識できなかったりすることで、被害を訴えられない場合があります。介護などの悩みを誰にも相談できず、気付いたら加害者になっていたという場合もあります。虐待は重大な権利侵害に当たります。一人一人が虐待に対する認識を深め被害を防ぎましょう。

## 虐待には5つの種類があります

身体的虐待	たたく、蹴るなどの暴力行為や、縛り付ける・過剰な投棄によって体の動きを抑制すること。
放棄・放任(ネグレクト)	食事や入浴など身の回りの世話や介助をせず、必要なサービスや医療を受けさせないなど養護を著しく怠ること。
心理的虐待	威圧的な言葉や態度で脅す、無視、嫌がらせなどによって精神的な苦痛を与えること。
経済的虐待	本人にとって必要な金銭を理由なく制限すること。本人の合意なしに財産や預貯金を使用すること。
性的虐待	本人の嫌がる性的な行為をしたり、その強要をしたりすること。

## 「介護のつもり」「しつけのつもり」が「虐待」の場合もあります

日常を振り返り、次のようなことをしていないかチェックしてください。

- 良いことと悪いことを分かってもらうために、たたくなどしてしつけている。
- ベッドに縛り付けたり、薬を過剰に服用させたりして身体拘束、抑制をする。
- 忙しくて入浴や身体を拭くなどの世話をめったにしていない。
- お漏らししないよう、水分は控えめにしている。
- 仕事などが大変で、空腹状態を長時間我慢してもらうことがある。
- 本人も分からないだろうから、室内のごみや汚物の片づけは後回しにしている。
- 経済的な理由もあり、通院・サービスの利用などは控えている。
- 排せつの失敗を笑ったり、人前で話したりすることがある。
- 言うことを聞かないので、ついつい怒鳴ったり、ののしったりすることがある。
- 子ども扱いするなど侮辱してしまうことがある。
- 話しかけに対して意図的に無視してしまう。
- 排せつを失敗したため、下半身を裸にして放置することがある。
- キスや性器への接触、性行為を強要することがある。
- 日常生活に必要なお金を渡していない。
- 本人の財産を無断で売却する。
- 預金通帳などを管理し、本人に無断で使うことがある。

相談をすることで解決の糸口が見つかることもあります。チェックに当てはまる場合や、身近に心配な方がいる場合は問い合わせ先までご相談ください。

■ **問い合わせ先** ☎(48)1111

▽【高齢者について】地域包括支援センター (内1127・1128)

▽【障がい者について】阿久比町障害者虐待防止センター(住民福祉課社会福祉係)(内1121・1122)

## 親族後見人サポート研修を開催

後見業務全般、または家庭裁判所への報告で困っていること、気になることなどがある方はぜひご参加ください。

- **日時** 11月10日(金)午後1時30分～午後3時30分
- **場所** 半田市福祉文化会館中央公民館内第1・2会議室(半田市雁宿町1-22-1)
- **対象者** 知多地域4市5町(大府市を除く)の親族後見人の方、親族後見人を考えている方
- **定員** 20人(先着順)
- **参加費** 無料
- **内容** 定期報告書の書き方、その他業務全般について
- **申し込み方法** 知多地域権利擁護支援センターホームページの申し込みフォームより申し込むか、ホームページより申込書をダウンロードし、FAXにて申し込みください。
- **申し込み・問い合わせ先** 知多地域権利擁護支援センター  
☎0562(39)3770 FAX0562(39)3774



◀ 知多地域権利擁護支援センターホームページ

